

財 第 1 0 9 2 号
令和 8 年 9 月 2 8 日

各課等の長 様

市長 金 坂 昌 典
(公 印 省 略)

令和 9 年度当初予算編成方針について（通達）

令和 9 年度当初予算の要求にあたっては、下記に留意のうえ、関係事務を進められたく通知します。

記

1 国の動向

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復傾向にある一方で、中東情勢や自然災害の影響、金融資本市場の変動の影響など、景気下押しのリスクに注意が必要な状況にある。

このような中、国は、令和 8 年 7 月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 6』において、令和 9 年度を「責任ある積極財政元年」と位置付け、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現するため、歳出改革の取組みに加え、戦略分野への投資を進めるとともに、一律抑制型の予算編成から物価・賃金上昇を的確に反映した予算編成へ転換することとしている。

2 市の財政状況と今後の見通し

本市の財政は、市制施行以降、極めて厳しい状況にあったが、社会情勢の変化や財政対策への取組みの結果、財政調整基金の残高が回復傾向に転じるなど、危機的な状況は回避することができている。

一方、令和 7 年度決算における経常収支比率は、前年度から 0.1 ポイント悪化し、100.0%となったところであり、財政の硬直化は一段と進んでいる。

また、現状では、人口減少や少子高齢化により、基幹財源である市税の大きな伸びが期待できない中、社会保障関係費の増大や、公共施設・インフラの老朽化対策に係る経費の増加に加え、経営状況の厳しい病院事業への繰出金の増加のほか、新ごみ処理施設の建設や上水道・消防施設の更新に伴う組合負担金の増加、さらには、令和8年8月千葉豪雨における災害復旧や今後の治水対策に係る経費の増加など、将来的な財政需要は確実に増大することが見込まれる。

このような厳しい財政見通しの中にあっても、物価高騰の長期化や自然災害の激甚化など、市民生活を守るために取り組むべき政策課題は複雑化・多様化しながら増加しており、対応に必要な財源を確保するためにも、今後は、これまでの延長線上ではない、「持続可能な財政運営に向けた取組み」のさらなる推進が不可欠な状況にある。

3 基本方針

令和9年度当初予算の編成に当たっては、「持続可能な財政運営に向けた取組み」を基本に、全庁一丸となって歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを実施し、自ら投資する力を生み出すことで、限りあるヒト・財源を「防災・減災」はもとより、市の「成長・発展」に資する分野にも重点的に投じ、この先も続いていく10年後・20年後の市の未来を見据えながら、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けた取組みを進めていく。

なお、喫緊に取り組むべき重要な政策課題については、「重要政策推進枠」として、財政健全化目標との両立を図りながら、財源の範囲内で、重点的かつ計画的な投資を行うものとし、「選択と集中」「創意と工夫」の徹底によるメリハリの効いた予算編成とする。

特に次の事項に留意し、編成に取り組むこととする。

- ① 限られた財源を効率的に配分するため、一件査定方式と枠配分方式を併用する。
- ② 重要政策推進枠を設け、重要な政策課題への予算の重点化を図る。
- ③ すべての事務事業の内容や手法を抜本的に見直す。
 - ・「なぜ・なんのために」の検証を徹底し、必要性を吟味する。
 - ・無駄を徹底して排除し、必要最小限の予算計上とする。
 - ・費用対効果の小さい事業、受益者が一部に限られている事業は、廃止・休止・縮小に向けた見直しを行う。
- ④ 令和7年2月策定の『持続可能な財政運営に向けた取組み』に基づき、取組の目標と期限を設定し、実行性の高い財政対策を講ずる。

4 留意事項

4－1 基本事項

（１）第６次総合計画との整合

令和７年度までの事業の進捗状況を把握し、第６次総合計画を円滑に推進できるよう施策や事業について、財源、手法などについて十分な精査を行ったうえで要求すること。

（２）状況の変化を踏まえた柔軟な対応

事業の実施に当たっては、計画や予定にこだわらず柔軟な対応を図ること。事業手法についても、より安価で所期の効果が期待できる代替方法などについて十分検討すること。

（３）国・県の動向の把握

- ① 国・県の予算編成の動向や補助制度の内容の把握に努めるとともに、最新情報の収集に努めること。
- ② 補助事業であっても安易に事業採択申請を行わず、必ず事前に財政課と協議すること。
- ③ 国・県補助金の制度の終了又は縮小に伴い、安易に市単独費への振替えはしないこと。

（４）重要な政策課題への対応（重要政策推進枠）

重要な政策課題として、次の取組みを積極的に進めていくこと。

- ① 公共施設・インフラの防災・減災対策の推進
- ② 公共施設・インフラの適正配置・老朽化対策の推進
- ③ D X ・ G X の推進
- ④ 人口減少対策の推進

（５）他団体の事業水準の把握（比較分析の徹底）

事業水準の妥当性を客観的に把握するため、近隣自治体の状況や県・全国平均などの情報を把握し、比較分析を徹底すること。

（６）議会等の要望・意見等の精査及び反映

市議会等からの要望や監査委員からの指摘事項等については、内容を十分検討した上で、必要な対策を講じること。

（７）協働事業の推進

事業の実施手法において、市民やN P O 法人等との分担・協働の実施可能性等について十分検討すること。

（８）各課による要求内容の自己査定の徹底

予算要求書の調製にあたっては、班（室）単位での検討を十分行った上で、提出前には課長を含め、課内で内容の精査を行うこと。

４－２ 歳入に関する事項

（１）市税

市税は、自主財源の根幹をなすものであり、予算編成上、極めて重要な位置を占めている。

積算に当たっては、収納率の目標を県内平均まで押し上げるよう、一層の向上に努め、過度に過少な予算額とならないよう、社会情勢を踏まえ、積極的かつ適正な額を計上すること。

（２）財源の確保

- ① 国・県等の補助金などを十分調査するとともに、財源は自ら確保するという意識を強く持って要求すること。
- ② 市有財産は、売却や有償貸付などの有効活用を図ること。
- ③ 有料広告事業の導入・拡充を図ること。
- ④ ふるさと納税の推進を図ること。
- ⑤ クラウドファンディングの効果的な活用を検討すること。

（３）交付税措置のある市債の活用

普通建設事業を行うに当たっては、交付税措置のある市債の活用を検討すること。

ただし、後年度への過度な財政負担が生じないよう、各会計における市債の新規発行額は、原則として、当該年度の元金償還額（臨時財政対策債を除く。）の範囲内とする。

（４）受益者負担の適正化

各施設の使用料等について、料金を定めた本来の目的や物価上昇の状況を適切に勘案した上で、受益者負担の適正化を図ること。

４－３ 歳出に関する事項

（１）一般財源の抑制（課等单位の要求基準額の設定）

課等別要求基準額以下の予算要求となるよう努めること。

（２）スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- ① 既存事業の見直しを徹底すること。特に、新規事業を要求する場合に当たっては、真に市民にとって必要な事業か見極め、特定財源を確保しつつ、「スクラップ・アンド・ビルド」による既存事業の見直し・廃止を徹底すること。
- ② 所期の目的が達成された事業、公益性が低い事業、費用対効果の小さい事業、市民との協働や民間で代替することが可能な事業などについては廃止・休止・縮小等の見直しを行うこと。

（３）固定的経費の検証及び適正な要求

- ① 義務的経費についても、前年度踏襲という固定概念から脱却し、コスト意識を持って、ゼロベースで必要性を検証すること。
- ② 扶助費については、県内水準を調査・研究し、水準を上回る場合は、必ず事業手法や対象基準の見直しを行い、給付額等の抑制に努めること。また、可能な限りデータを収集・分析のうえ、適正額を要求すること。
- ③ 人件費については、働き方改革の趣旨に基づき、時間外勤務の根本原因の洗い出し、業務の削減や合理化、職員間での業務量の偏り是正などを行うこと。また、民間への外部委託、デジタル技術の活用など、時間外勤務の縮減に向けた取組みを強化すること。

（４）公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

令和７年度に一部改訂した「大網白里市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）」に基づき、施設そのものの必要性や将来のあり方を十分検討した上で、統廃合や複合化を進めること。

また、公共施設等の老朽化の状況を把握したうえで、長寿命化計画等に基づく計画的な修繕等の実施を図ること。

（５）団体補助金の取り扱い

- ① 各種団体等への補助金は、一律５％削減を基本とすること。
- ② 「大網白里市補助金等交付基準」に基づき、公益性や効果、適格性などを再検証するとともに、補助金の使途の妥当性の確認や３年ごとの見直しについても徹底すること。
- ③ 令和８年度決算において多額の繰越金が見込まれる団体への補助については、休止又は補助金の減額を徹底すること。

（６）実勢価格を踏まえた予算の積算

予算の積算にあたっては、国等が示す客観的な指標に基づき、直近の実勢価格を踏まえたうえで、適切な見積りを行うこと。

4－4 特別会計及び公営企業会計

(1) 共通事項

独立採算を基本とし、一般会計からの繰入金に過度に依存することのないよう、国が示した繰出基準等を踏まえながら、事務事業や経営状況の改善を図るとともに、保険者機能や経営力の強化に努めること。

なお、予算編成は一般会計に準じることとする。

(2) 個別事項

病院事業については、繰出金の大幅な増加が見込まれていることから、緊急的な経営改善に向け、期限を設けた上で、実効性の高い取組みの実施を図ること。

4－5 その他事項

(1) 課長職・副課長職の役割

課長はマネジメント力を発揮し、「選択と集中」に取り組み、最少の経費で最大の効果を得るように努めること。副課長は課全体の予算編成作業を統括し、課長を補佐すること。

(2) 班（室）長相当職の役割

班（室）長相当職の職員は、財政状況を十分に理解した上で、次の事項に留意し、班（室）の予算編成作業を統括すること。

- ① 事業の必要性と積算根拠を明確にすること。
- ② 課等要求基準額内の予算要求となるよう努めること。
- ③ 継続事業であっても、ゼロベースで事業を見直すこと。
- ④ 仕様見直しや在庫把握等により、必要最小限の要求とすること。

(3) 査定方式

- ① 限られた財源を効率的に配分するため、一件査定方式と枠配分方式の併用とする。
 - ・ 特定の節（細節）については、要求上限額以下の場合、原則、一件査定の対象外とする。
 - ・ 重要政策推進枠については、要求基準額等の対象外とする。
- ② 財政課長協議については、1次協議後に、必要に応じて2次協議を行うものとする。

(4) 『持続可能な財政運営に向けた取組み』の推進

令和7年2月策定の『持続可能な財政運営に向けた取組み』に基づき、実行性の高い財政対策を講じるため、予算編成過程において、取組の目標と期限を設定することとする。